

第6章

アンチ・ダンピング措置

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

WTO 協定でいう「ダンピング」とは、ある産品が正常価額よりも低い価額で他国に輸出されることを指す。正常価格とは、通常、輸出国の国内向け販売価格を指す。そして、ダンピング輸出によって、輸入国の産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあるときは、輸入国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対しダンピング防止税を課することができる。つまり、ダンピング輸入された産品に対して、正常価格と輸出向け販売価格との差（ダンピング・マージン）を上限とする関税（AD 税）を賦課することができる。

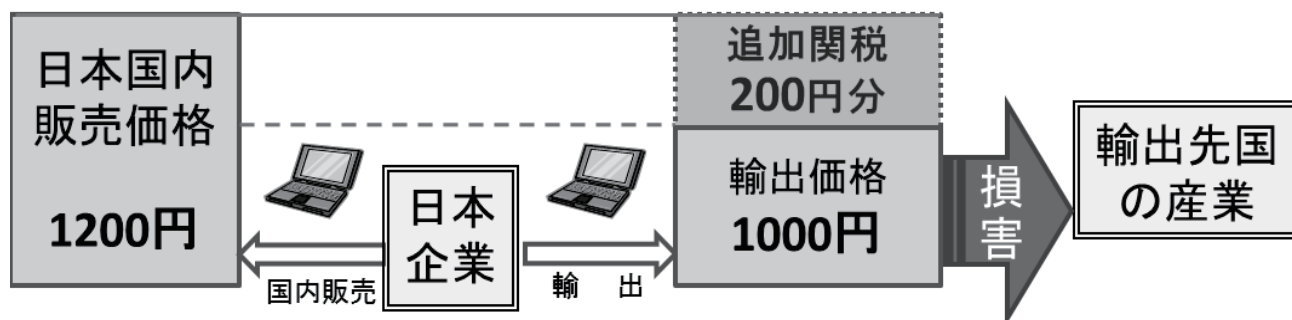
価格比較の際、国内向け販売が「通常の商取引」として行われていない場合（例えば、資本関係のある会社に特別な価格で販売されている場合、輸出者が輸出国政府の統制下にある場合など）、あるいは国内での販売量が少ないこと等により、比較可能な国内販売価

格がない場合は、正常価格として第三国への輸出価格又は構成価額が用いられる（AD 協定第 2.2 条）。構成価額とは、原産国における生産費に販売経費、利潤等を加えたものとされている。

AD 税は、最恵国待遇（第 II 部第 1 章参照）の例外措置の一つであり、その発動には細心の注意が払われるべきである。しかし、国内産業を保護するための手段であるセーフガード措置（第 II 部第 8 章参照）のように補償を提供することや相手国の対抗措置を受忍することが求められないため、諸外国においては必要な要件を満たしていないにもかかわらず AD 調査を開始したり、発動後に必要な要件が満たされなくなったにもかかわらずこれを維持したりするなどの濫用が目立つ。

AD 措置の保護主義的・輸入制限的な運用に対する懸念から、ウルグアイ・ラウンド交渉及びドーハ開発アジェンダ交渉において規律の強化が図られたが、これらの AD 措置濫用の懸念は引き続き多くの国が有している。

<図表 II-6-1>ダンピングの例



(2) 法的規律の概要

① ルールの概要

AD についての国際ルールとしては、GATT 第 6 条にダンピング防止税に関する規定があり、その実施協定として「1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定」(AD 協定)が定められている。AD に関する WTO 協定の具体的概要は、以下のとおりである。

(a) GATT 第 6 条

AD 税に関して、GATT 第 6 条に次のように定められている。

第 6 条

1 加盟国は、ある国の産品をその正常の価額より低い価額で他国の商業へ導入するダンピングが加盟国の領域における確立された産業に実質的な損害を与え若しくは与えるおそれがあり、又は国内産業の確立を実質的に遅延させるときは、そのダンピングを非難すべきものと認める。この条の規定の適用上、ある国から他国へ輸出される産品の価格が次のいずれかの価格より低いときは、その産品は、正常の価額より低い価額で輸入国の商業に導入されるものとみなす。

- (a) 輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能の価格
- (b) 前記の国内価格がない場合には、
 - (i) 第三国に輸出される同種の産品の通常の商取引における比較可能の最高価格
 - (ii) 原産国における産品の生産費に妥当な販売経費及び利潤を加えたもの

販売条件の差異、課税上の差異及び価格の比較に影響を及ぼすその他の差異に対しては、それぞれの場合について妥当な考慮を払わなければならない。

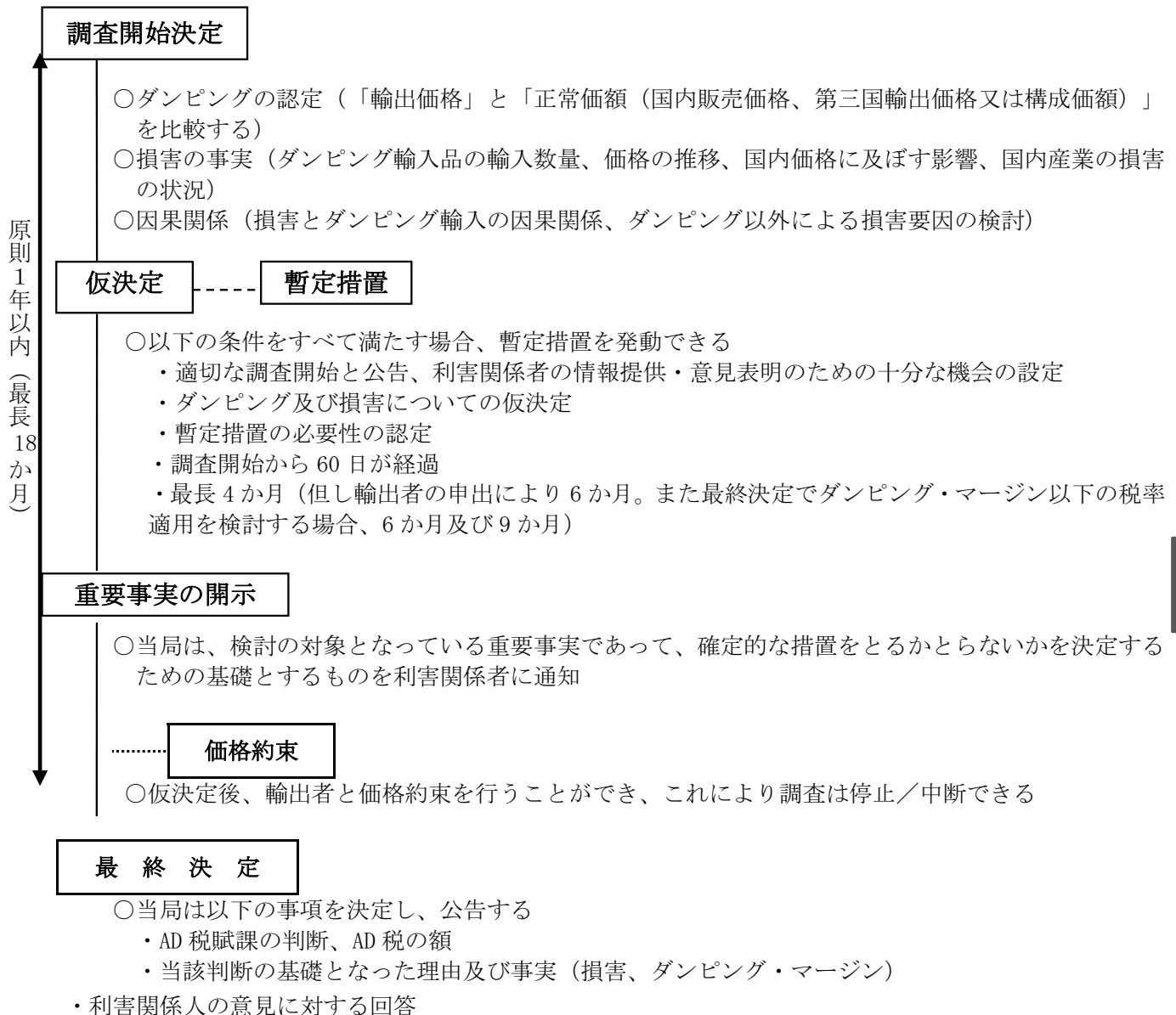
2 加盟国は、ダンピングを相殺し又は防止するため、ダンピングされた産品に対し、その産品に関するダンピングの限度を超えない金額のダンピング防止税を課することができる。この条の適用上、ダンピングの限度とは、1 の規定に従って決定される価格差をいう。

(b) AD 協定

この協定はケネディ・ラウンド妥結時に制定(1967 年調印・1968 年発効)され、東京ラウンドでの改正(1979 年作成・1980 年発効)及びウルグアイ・ラウンドでの改正(1994 年作成・1995 年発効)を経て現在に至っている。現行 AD 協定は AD 調査開始申請から措置の発動までを以下のとおり定めている。

<図表 II-6-2>AD 調査の流れ

- 申請は国内産業を適切に代表していること（申請に賛同する国内生産者の生産高が、国内総生産高の25%以上で、反対する国内生産者の生産高を上回っていること）
- ダンピング輸入の事実及び損害等の事実についての証拠の提供



②AD委員会

WTOでは、AD措置に関して議論する場として、年2回AD委員会が開催されている。そこでは、各国のAD実施法が協定整合的であるかを明らかにするための法制審査、各国のAD措置についての報告等、ADに関する様々な問題の検討が行われる。

AD委員会の下には、特定の論点について協議を行う場が臨時に2つ設けられている。1つは迂回防止非公式会合であり、これは、ウルグアイ・ラウンド交渉において結論が出ず、AD委員会に付託されることとなった迂回問題について議論を行う。もう1つは実施会合で、協定上解釈が曖昧になるおそれのある部分につい

て各国調査当局間の運用の統一を図るための議論を行う。最近では、各国のプラクティスの共有という側面が強くなっており、各国の調査当局によって、活発な議論が行われている。我が国は、このような場を通じ各国の国内法令が適切に整備・運用されているかに注意を払い、仮に協定整合的でない法令の制定や運用があった場合は、速やかにAD委員会をはじめとするWTOの場で指摘を行い、是正を求めている。

さらに、我が国としては、GATT第6条、AD協定等に反している不当なAD措置については、国際ルールに基づき、WTOの場で解決を図っていくべきであり、二国間協議で問題が解決しない場合には、パネル・上級

委員会を通じて問題を解決していくことが必要であると考える。

③迂回問題

AD 措置に関する「迂回 (Circumvention)」とは、一般に、AD 税賦課命令の対象となるべき産品につき、これに対する課税を免れるために、賦課命令が示す課税範囲から形式的に外れるようにするものの、実質的には賦課命令前と同等の商業活動を維持するような状況を指す。もっとも、GATT/WTO 協定上は、その定義は未確定である。迂回に関しては、加盟国間で意見の相違があり、AD 協定における規律の必要性の有無や内容について、現在まで合意に至っていない。迂回防止措置（一般に、迂回行為とされる輸出に対して通常の AD 調査よりも簡易な調査に基づき AD 課税の対象とすることをいう。）については、適切な調査を経ないまま不合理に AD 措置が拡大されるおそれもあり、今後も各国の法制や措置を注視していく必要がある。参考：他国の AD 調査手続に対応する際の留意点について

(3) 他国の AD 調査手続に対応する際の留意点

AD 調査開始から最終決定までは原則として1年以内 (AD 協定第 5.10 条) と期限が設けられている。1年間という期間は長期間のようにも思われるが、調査対象となった輸出者/輸出国における生産者等 (以下「調査対象企業」) の行うべき作業は多く、實際上、調査対象企業に時間的な余裕がないことも多い。そこで、我が国企業が外国による AD 調査の対象となった場合に、どのような対応を取るべきかの判断に資するため、手続の段階に即して以下概説する。

なお、WTO 加盟国は国際法上 AD 協定の定める義務・手続を遵守して AD 調査を行う必要があるものの、他方で、AD 措置・調査は、基本的には、各国の国内法に基づいて行われる国内法上の手続・措置である。そのため、AD 協定に基づくものであるが、各国国内法において、より詳細な手続等を定めている場合は当該国内法に従うことに留意する必要がある。また、AD 調査に対応する際には、当該国の国内法の知識が必要であることから、現地の弁護士に代理や助言を依頼することがある。

①調査対象企業の対応全般について

AD 協定上、調査当局は、調査対象企業をはじめとする利害関係人から、質問状や現地調査などを通じて必要な情報を収集するとともに、利害関係人には、自らの利益を擁護するため証拠の提出及び意見の表明をする機会が与えられる。利害関係人の防御に関しては、AD 協定上の通則的な規律として、利害関係人に対し、調査当局が必要とする情報に関する事前の通知と証拠提出の機会 (AD 協定第 6.1 条)、自己の利益擁護のための機会 (AD 協定第 6.2 条)、調査当局の保有する情報の閲覧及び自らの主張準備の機会 (AD 協定第 6.4 条) を与えることが規定されている。AD 措置は、調査対象産品の取引を実際に行っている利害関係者 (調査実施国の国内産業や調査対象企業等) の有する情報 (当該企業に関する一般的情報、輸出取引及び国内販売取引に関する情報等) に基づいて行われるため、まず調査対象企業による対応が調査対応の基本となるところであり、調査対象企業は、これらの規定を活用して、AD 調査・措置に対して自らの利益を防御するために積極的に主張・立証を行うことができる。ただし、調査対象企業は調査に応じる義務はなく、調査対応にかかる費用・負担を考慮して調査対応をしないという選択も可能である。もっとも、その場合には、後に詳述するとおり、ファクツ・アヴェイラブルを用いた認定がされる等の不利益を受ける可能性がある。調査対象企業としては、このような不利益と調査対応の負担・費用を考慮して、AD 調査に応じるか、また応じるとしてどの程度まで対応するかを決めているものと思われる。

調査過程で主張・立証を行っていくに当たっては、AD 調査は、調査実施国の国内法上の手続であるが、同時に WTO 加盟国は AD 協定の定めに従って調査を行う義務を負っていることから、調査当局の手続や決定内容が、国内法のみならず、AD 協定に違反するとの主張も有効であることがあり、調査手続過程でもそのような観点からの主張が可能かどうかを検討すべきである。特に、後に WTO の紛争解決手続での解決を日本政府に依頼することを考えるならば、そうした問題点の立証を容易にするという観点から調査手続における対応の仕方を工夫することが考えられる (詳しくは、「下記③(2)WTO 紛争解決手続の活用」を参照。)

また、我が国の調査対象企業が複数である場合、調査実施国の国内産業に対する損害及び因果関係の要件は、企業ごとに計算されるダンピング・マージンとは異なり、我が国からの輸出全体について検討・認定されるため、たとえばダンピング輸出以外の事象が国内

産業の損害の真の原因であるといった主張を行う場合、企業毎に主張が食い違っていると主張の有効性を損なうことに注意が必要である。

② 手続の段階ごとの対応について

(1) 調査開始決定前

AD 調査は、国内産業から調査当局に対して調査開始申請がされることによって開始されるのが通常である (AD 協定第 5.1 条)。調査開始申請のためには、ダンピング、損害及び因果関係に関する証拠を添付した申請書を提出する必要がある (AD 協定第 5.2 条)。申請書を受領した調査当局は、調査開始を正当とする十分な証拠があるかどうかを検討し、調査開始の可否を決定する (AD 協定第 5.3 条)。

調査開始が決定されるまで調査当局が申請書を公表することは許されないが (AD 協定 5.5 条)、決定前に調査開始申請がなされたとの情報が流れる場合もあるため、日頃から、このような情報の入手に努める企業もある。

(2) 調査開始決定後

調査開始が決定されるとその旨公告が行われ (ウェブサイトに掲載されることも多い。)、また輸出国政府 (通常は輸入国に駐在する大使館) や調査当局に知られている輸出者/生産者、輸入者等の利害関係者に通知されることになり、この段階から調査対象企業の調査対応が公式に始まる。調査開始決定直後に行うべき作業は、典型的には以下のようなものがある。

① 申請書及び添付証拠の内容の吟味・検討

上記のとおり、申請書には、AD 課税要件に関する説明がなされるとともに、証拠が添付されている。そのため、調査対象企業は、受領した申請書及び証拠の内容を吟味することによって、申請の内容及び根拠を知ることができ、かつ、必要に応じて反論することが可能になる。

② 調査対象製品の範囲を確認

調査対象製品については、調査開始公告及び申請書を参照することにより、その範囲を知ることができ、それに伴って同種の製品とされる国内製品の範囲も判明する。調査対象企業としては、まずどの製品が調査対象とされているのかを正確に把握し、その製品に関する基本情報を収集する必要がある。特に、その後の

調査対応に際しては、調査対象製品の輸出価格、輸出量、輸入国における市場シェア等の動向は重要な情報となる。

調査対象製品の範囲に誤りがある場合もしくはば見受けられる (例: 調査対象製品に含まれないはずの HS コード (関税分類) が調査対象製品のコードとして含まれている場合)。仮にそのような誤りがある場合は、調査当局に早期に指摘し、本来調査対象の範囲に含まれない製品の除外等を求めていくことが重要である。

日本からの輸出の場合、輸入国の国内産業では製造できないような高性能・高付加価値の製品を輸出していることも多く、国内産業と競合しないため、仮にダンピングの事実を認定されたとしても、国内産業に損害を生じさせていないことがある。そのような場合には、国内産品との競合がないことを示す証拠を提出して、当該製品を調査対象製品の範囲から除外するよう求めることがしばしば行われる。さらに、調査対象製品の範囲が広い場合には、相互に競争関係にない製品カテゴリーが含まれることもある。そのような場合には、例えば、相互に競争関係にある製品カテゴリーごとに国内産業の損害の有無を認定するなど、損害認定の際に製品間の競争関係を踏まえた分析をするよう求めるべきかを検討することも重要である。

すなわち、調査対象製品に関連する主張としては、まずは、①調査開始公告及び申請書を確認し、調査対象製品が何かを確認し、範囲が不明確である場合には早期に指摘を行う。また、調査対象製品に含まれているものの、輸入国の国内産業では製造できないような高性能・高付加価値の製品を輸出している場合には、②調査対象製品からの除外を求めること (ただし、調査対象製品の範囲については、当局に広い裁量が認められる) や③WTO の DS で示された先例に従い、損害認定の際に、製品間の競争関係を踏まえた分析を行うことが考えられる。

(3) 質問状に対する回答・現地調査

① 質問状に対する回答

調査開始決定後、調査当局からダンピングや損害の認定のために調査対象企業等へ質問状が送付され、調査対象企業は、これに回答することとなる (AD 協定第 6.1 条参照)。調査対象企業が指定された期限 (原則、質問書受領から少なくとも 30 日以上 (AD 協定第 6.1.1 条)) までに回答しない場合には、下記に示すように、

当局にファクツ・アヴェイラブル (facts available) に基づいて認定されるリスクがある。回答期限については、延長申請が可能であり、その申請には妥当な考慮が払われるとされ、理由が示される場合には可能な限り認められるべきとされている。

AD 調査は、一般に、「ダンピング調査」と「損害調査」に大別される(図表 II - 6 - 2 参照)。ダンピング調査では関係会社を含む会社の組織構成や調査対象製品の特性等の一般的事項のほか、個々の取引に関する詳細なデータ、生産コスト及び関連費用等が、損害調査では上記一般的事項のほか、生産能力・在庫・生産量・輸出量・平均輸出価格等の経営及び財務等に関する情報が調査の対象となる。ダンピング調査については過去 1 年分、損害調査についてはダンピング調査の 1 年分を含めた過去 3 年分が質問の対象(調査期間)となる場合が多い。

以上のような質問事項のうち、どの範囲の質問に回答するかは、基本的には調査対象企業が調査対応に伴うコストと利益を考量して決めることとなる。この点、特にダンピング調査における質問に回答するには、取引先等も含め膨大なデータの調査・収集・検証が必要となること、企業の管理項目とは異なる分類でのデータ提出を求められる場合があることなどから、作業負担が大きい。また、ダンピング・マージン算定のためには、製品の生産・販売に係る費用のデータ等、企業にとって機密性の高い情報も調査当局に提出せざるを得ない場合がある。他方、仮に調査対象企業が質問に対応しない場合(回答内容が不十分な場合、一部の質問にしか回答していない場合、ダンピング又は損害の一方のみに回答した場合を含む。)には、AD 協定第 6.8 条に基づき回答のない部分についてファクツ・アヴェイラブルが用いられる結果、例えば、国内産業の主張(申請書に記載のデータ等)がそのまま用いられるなどして、内容によっては調査対象企業が不利益な認定を受けるおそれがある(なお、ファクツ・アヴェイラブルを使用できるのは、上記の意味で回答のない部分に限られる。)。企業としては、このような利害得失を考慮した上で、調査対象製品の重要性等も踏まえて対応する範囲を決める必要がある。

また、昨今の各国の調査実務においては、ダンピング調査の際に、サンプリング調査(AD 協定 6.10 条)を用いる例がしばしば見受けられる。そもそもダンピング・マージンの認定は、各企業に対して個別に決定するのが原則(AD 協定 6.10 条前段)であるため、そ

の例外であるサンプリング調査は、「関係する輸出者、生産者、輸入者又は製品の種類がその決定(注:ダンピングマージンの個別の決定)を行うことが実行可能でないほど多い場合」にのみ、例外的に行うことができると定めている(AD 協定 6.10 条後段)。また、仮にサンプリング調査の対象から外れた企業であっても、必要な情報(主に質問状に記載されている内容を指す)を検討のための期限内に提供した場合には、個別のダンピング・マージンが認定される(AD 協定 6.10.2 条前段)。(ただし、ダンピングの価格差を個別に検討することが、調査当局にとって不当な負担となり、かつ、調査を期間内に完結することを妨げるほど、輸出者又は生産者の数が多い場合は、個別のダンピング・マージンの認定は求められないとされている(AD 協定 6.10.2 条但書))。それにもかかわらず、AD 協定不整合と思われるサンプリング調査の実施が散見されるため、サンプリング調査に瑕疵があり、かつ、調査対象企業に不利益が生じる可能性があると考えられる場合には、早い時期に調査当局に意見を提出する必要がある。

② 現地調査

調査当局は、質問状の回答などで提供された情報の確認及び更に詳細な情報の入手を目的として、質問状に回答した調査対象企業の本社や工場等の現地調査を行うことができる(AD 協定第 6.7 条)。国ごとに運用の違いはあるものの、現地調査では、現地調査が必要と考える企業に対し、数名の調査官が 1 社当たり数日かけて、企業の帳簿や個々の伝票等を調査・閲覧して、質問状の回答として提出された販売・コストデータ等の完全性・正確性等を検証する。現地調査では、通常は複数の事業拠点で保管している膨大な帳票類を現地調査が行われる本社等に集めたり、企業の具体的な販売関連情報や財務、会計システムなどを通訳を介して説明したりする必要があり、対応に伴う負担は相当なものになるが、これに対応しない場合は、回答の正確性等が検証されないため、ファクツ・アヴェイラブルが適用されて、不利な認定を受けるおそれがある。なお、現地調査を仮決定の前又は後のいずれで行うかは、国によって運用が異なる。

そのほか、多くの国が公聴会と呼ばれる手続を開催している(AD 協定第 6.2 条参照)。公聴会では、調査対象企業及び国内産業のほか、輸入国内のユーザー産業にも参加が許される場合も多く、AD 課税の要件に関する事実(製品の代替可能性等)や AD 措置を課した

場合の影響（輸出が滞ることによって輸入国内で原材料の調達が困難になる等）等につき互いに意見を表明する機会が与えられる。ただし、AD 協定上、課税の判断に当たり、ユーザーの意見を考慮することは義務付けられていない。また、公聴会は、調査当局の担当者の在席の下に手続が行われるため、参加者に対する質問等から、調査当局がどのような点に問題意識を有しているか知り得る貴重な機会ともなる。現地調査と同じく、いかなるタイミングで公聴会を行うかは、各国の運用にばらつきがある。

(4) 仮決定

AD 協定上、調査当局は、仮決定を行うことを義務付けられているわけではないが、仮決定を行い、利害関係人に反論の機会を与える運用を行っている国も多い。仮決定を行う場合、調査当局は、同決定を公告しなければならない（AD 協定第 12.2 及び第 12.2.1 条）。

仮決定は、調査開始後、初めて、AD 課税の要件に関する調査当局の判断が公にされる場面であり、非常に重要である。調査対象企業としては、仮決定の内容を分析し、不合理な認定がないかどうか、特に調査実施国の国内法又は AD 協定に不整合な点がないかどうかを吟味した上、反論書面を提出する機会が与えられる。

なお、仮決定でクロ（ダンピング、損害及び因果関係がいずれもあると認定されること）認定が行われ、かつ、調査期間中の損害を防止するために必要であると認められる場合には、調査当局は、暫定措置（暫定的に AD 税を賦課する又は相当額の保証金の供託を求めること）を採り、課税を開始することができる（AD 協定第 7.1 条(ii)）。

(5) 重要事実開示及び最終決定

調査当局は、最終決定を行う前に、最終決定の基礎を成す重要な事実を開示し、利害関係人に反論の機会を与えなければならない（AD 協定第 6.2 条及び第 6.9 条）。開示された重要事実は、最終決定でもそのまま用いられることが想定されており、この機会が利害関係人にとって最後の反論の機会になる。特に、仮決定から認定が変更された部分、仮決定で反論した部分などについては、AD 協定に不整合な変更がなされていないか、利害関係人からの反論に対して不合理な認定を行っていないか注意すべきであろう。

調査当局は、このような重要事実開示及び利害関係人による反論を経た上で、最終決定を行う。仮決定同

様、最終決定も公告する必要がある（AD 協定第 12.2 条及び第 12.2.2 条）。クロ決定の場合は、調査対象企業は、最終決定の内容を分析・検討し、輸入国内の司法上の手続を通じて更に争うか、あるいは WTO 紛争解決手続の活用を政府に対して求めていくかを最終的に検討することとなる。

③政府の調査対応への関与について

以上述べてきたとおり、AD 調査には、調査対象企業が中心となって対応することとなるが、輸出国政府も、AD 調査又は措置が AD 協定に照らし企業の権利保護が不十分であると考えられる場合には、自国企業又は産業界の利益保護、通商ルールの履行確保などの観点から、調査対象企業による調査対応を支援する場合がある。

(1) 調査手続中の支援

調査手続中には、政府が利害関係人として意見書を提出したり、大使館員等の政府関係者が公聴会等に出席したりして、輸出対象企業の主張を支持する意見を述べるのが可能である（AD 協定第 6.11(ii) 条参照）。また、年に 2 回ジュネーブで行われる WTO・AD 委員会では、主に WTO ルール上の観点から、各国の調査について、WTO 協定上の問題点を指摘する等の対応も行っている。

この点に関しては、AD 課税措置は、WTO 協定上認められている政策措置であり、協定上の要件を満たしている限り、WTO 加盟国は利用可能である点に留意する必要がある。そのため、輸出国政府が具体的にどのような支援措置をとることができるかは、調査当局の措置の AD 協定整合性を踏まえて決定される。

(2) WTO 紛争解決手続の活用

AD 税が賦課された後（又は暫定課税がなされた後）は、WTO 紛争解決手続（第 II 部第 17 章参照）において措置及び手続の協定整合性を争うことが可能である。同手続の活用を考える場合、調査対象企業としては、以下の点に留意する必要がある。

① AD 措置を WTO 紛争解決手続で争う場合には、パネル及び上級委の判断基準に関し、AD 協定上、特別な規律が適用される。

第一に、パネル及び上級委は、調査手続中に提出された証拠しか用いることができず、紛争解決手続段階で初めて提出された証拠に依拠して AD 措置が協定不整合であると判断することはできない（AD 協定第

17.5(ii)条)。第二に、パネル及び上級委員は、調査当局の事実認定及び要件判断を前提に、それが適切であったかどうかという観点から検討する（AD 協定第 17.6(i)条）。以上二つの制約は、WTO 紛争解決手続において AD 課税措置が協定不整合と判断されるには、調査手続中に調査当局に提示された証拠及び事実関係に照らして、調査当局の判断が不合理といえる必要があるということの意味する。WTO 紛争解決手続の活用にあたっては、このような観点から協定不整合といえるかどうかを検討される。

そのため、WTO 紛争解決手続の利用も視野に入れている場合には、調査対象企業としても、調査手続中から、上記の制約を踏まえて、調査対応する必要がある。具体的には、重要な証拠は必ず調査手続で提出されていなければならない。また、調査記録に残るように、必要な主張はすべて書面で明確に主張されている必要がある。WTO 先例上、質問状等において提供が求められる情報だけが必ずしも重要とは限らないことから、調査対象企業としては、上記 3 で説明した様々な機会をとらえ、自発的に必要な証拠を提出していくことも検討すべきである。たとえば、調査対象産品と同種の国産品との間の競争関係についての情報を当局が積極的に収集していないような場合でも、そのような証拠が損害・因果関係の認定において重要であることを示した先例があること等に留意すべきである。

② WTO 紛争解決手続は政府が行う手続であることから、WTO 紛争解決手続を活用できる可能性が高い案件については、調査手続中から、経済産業省をはじめ政府との連携が重要となる。具体的には、調査初期の段階から、調査当局の決定書や証拠等の関連文書を共有するとともに、調査・認定の法的問題点や対応方針等について随時情報交換しながら、紛争解決手続を見据えて調査対応していくことが有用と考えられる。

政府が WTO 紛争解決手続の利用を検討する場合には、個別企業の利益に加えて、当該産品を輸出する産業界全体の利益も考慮する必要があることから、WTO 紛争解決手続の活用にあたっては、当該産業界全体の支援

があることが望ましい。

(4) ドーハ開発アジェンダにおける AD 協定改正交渉の進捗状況

現行 AD 協定は、1994 年に終結したウルグアイ・ラウンド交渉において改正されたものであるが、協定締結後ほどなくして AD 措置の発動件数、発動国とも増大する中で、現行ルールの解釈や適用方法等に大きな差異が生じ、安易な措置の濫用が見られるようになってきた。我が国は、自由貿易体制を維持し世界経済の発展を促進するためには、AD 措置の濫用防止に向けた AD 規律の強化を行うことが必要であると考え、我が国と同様の考えを持つ多くの国々とともに、新ラウンドにおける AD 協定改正のための交渉の実現を求め、2000 年 10 月 AD 規律強化を重視するグループ（AD フレンズ）を立ち上げ、AD 協定改正交渉を主導した。しかしながら、ドーハ開発アジェンダ交渉全体の停滞を受け、2011 年 4 月の議長テキスト発出以降、交渉会合そのものは開催されていない。改正交渉の詳細な経緯については、2016 年版不公正貿易報告書 339-343 頁参照。

(5) 最近の動向

AD 措置の発動は、従来は、米国、EU、カナダ、豪州に集中していた。これには、AD 制度を整備している国には先進国が多いという事情もあった。しかし近年、中国やインド、韓国、ブラジルなどの新興国による AD 措置の発動が増加しており（図表 II - 6 - 3 参照）、それらの国から我が国に対する AD 措置も多く発動されている（図表 II - 6 - 4 参照）。これらの国の AD 調査は、手続の透明性が低く、調査当局の決定に関する説明が不十分であり、利害関係者の十分な意見表明機会が確保されないなど問題も多いため、調査の手続や方法が AD 協定に整合的かどうか特に注意を払っていくことが重要である。

<図表 II-6-3> WTO 発足以降の主要国の AD 調査開始件数の推移（2019 年 6 月末現在）

開始年	1995	2000	2005	2010						合計
調査	～	～	～	～	2015	2016	2017	2018	2019.	(1995～
開始国	1999	2004	2009	2014					6.30	2019)

米国	134	222	83	87	42	37	55	34	21	715
EU	186	117	102	63	11	14	9	8	5	515
カナダ	56	77	18	45	3	14	14	14	0	241
インド	132	268	192	148	30	69	49	32	18	938
中国	5	104	69	40	11	5	24	16	10	284
韓国	41	36	31	19	4	4	7	5	4	151
インド ネシア	32	28	20	42	6	7	1	0	0	136
トルコ	13	76	55	36	16	17	8	6	0	227
メキシ コ	37	42	18	32	9	6	8	3	3	158
ブラジ ル	68	48	64	189	23	11	7	7	0	417
アルゼ ンチン	92	92	73	58	6	23	8	19	10	381
日本	0	2	4	2	2	1	2	0	0	13
その他	455	322	272	307	66	90	57	96	38	1,703
合計	1,251	1,434	1,001	1,068	229	298	249	240	109	5,879

出典：WTO統計¹ 単位：件（※複数の国に対する同一品目のAD調査は各々1件として計上している。）

<図表 II-6-4>措置継続中の対日 AD 案件リスト（2019年6月30日現在）²

中国（21件）		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
ポリ塩化ビニル（PVC）	2003.09.29	2015.09.28 措置継続
光ファイバー	2005.01.01	2017.01.01 措置継続
クロロプレン・ゴム	2005.05.10	2017.05.09 措置継続
電解コンデンサ紙	2007.04.18	2019.04.18 措置継続
ビスフェノールA（BPA）	2007.08.30	2013.08.29 措置継続
メチルエチルケトン	2007.11.22	2013.11.20 措置継続
アセトン	2008.06.09	2014.06.06 措置継続
写真用印画紙	2012.03.22	2018.03.23 措置継続
レゾルシノール（レゾルシン）	2013.03.23	2019.3.23 措置継続
ピリジン	2013.11.20	

¹ WTO ウェブページ (https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/AD_InitiationsByRepMem.pdf)

² 1995年以降に対日 AD 措置がある国のうち、2019年6月30日現在で対日 AD 措置を継続する国について、措置件数が多い順に列挙した。

中国 (21件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
光ファイバー母材	2015. 08. 19	2018. 7. 11 措置継続
メタクリル酸メチル	2015. 12. 01	
未漂白紙紙袋	2016. 04. 10	
ポリアクリロニトリル繊維	2016. 07. 14	
方向性電磁鋼板	2016. 07. 23	
Fe基アモルファス合金帯材	2016. 11. 18	
塩化ビニリデン・塩化ビニル共重合体	2017. 04. 20	
メチルイソブチルケトン	2018. 03. 20	
ヨウ化水素酸	2018. 10. 16	
アクリロニトリルブタジエンゴム	2018. 11. 8	
オルトジクロロベンゼン	2019. 1. 23	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/CHN) ※左記資料を基に必要な修正を行った。

米国 (19件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
PC鋼より線	1978. 12. 08	2015. 04. 23 措置継続
溶接管継手	1987. 02. 10	2016. 08. 23 措置継続
真鍮板	1988. 08. 12	2017. 10. 31 措置継続
グレイ・ポルトランド・セメント	1991. 05. 10	2017. 07. 17 措置継続
クラッド鋼板	1996. 07. 02	2018. 12. 18 措置継続
ステンレス線材	1998. 09. 15	2016. 08. 15 措置継続
ステンレス薄板	1999. 07. 27	2017. 10. 03 措置継続
大径継目無鋼管	2000. 06. 26	2017. 11. 13 措置継続
小径継目無鋼管	2000. 06. 26	2017. 11. 13 措置継続
ブリキ及びビティンフリー・ステール	2000. 08. 28	2018. 07. 11 措置継続

米国 (19件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
大径溶接ラインパイプ	2001. 12. 06	2013. 10. 29 措置継続
ポリビニル・アルコール	2003. 07. 02	2015. 05. 27 措置継続
熱拡散ニッケルめっき圧延平鋼製品	2014. 05. 29	
無方向性電磁鋼板	2014. 12. 03	
冷延鋼板	2016. 07. 14	
熱延鋼板	2016. 10. 03	
厚板	2017. 05. 25	
鉄筋用棒鋼	2017. 07. 14	
グリシン	2019. 6. 21	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/USA) ※左記資料を基に必要な修正を行った。

インド (6件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
無水フタル酸	2015. 12. 04	
熱延鋼板・厚板	2016. 08. 08	
冷延鋼板	2016. 08. 17	
トルエンジイソシアネート	2018. 01. 23	
レゾルシン	2018. 03. 21	
メチルエチルケトン	2018. 04. 24	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/IND)

韓国 (6件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
ステンレス棒・形鋼	2004. 07. 30 (一部価格約束)	2017. 06. 02 措置継続
酢酸エチル	2008. 08. 25	2015. 11. 19 措置継続
ステンレス厚板	2011. 04. 21	2016. 12. 06 措置継続

エタノールアミン	2014. 12. 30	2018. 08. 31 措置継続
空気圧伝送用バルブ	2015. 08. 19	
塗工印刷用紙	2018. 07. 22	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/KOR)

カナダ (3件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
鉄鋼厚板	2014. 05. 20	
大径溶接ラインパイプ	2016. 10. 20	
鉄筋用棒鋼	2017. 05. 03	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/CAN)

メキシコ (3件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
継目無鋼管	2000. 11. 11	2015. 11. 11 措置継続
ポリブタジエン・スチレン樹脂	2019. 1. 26	
鋼板	2019. 5. 1	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/MEX)

豪州 (2件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
合金鋼厚板	2014. 11. 05	
熱間合金・非合金形鋼	2014. 11. 20	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/AUS)

タイ (2件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
ステンレス冷延鋼板	2003. 03. 13	2015. 02. 25 措置継続
熱延鋼板	2003. 05. 27	2015. 05. 23 措置継続

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/THA)

ブラジル (1件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
ラジアルタイヤ	2014. 11. 24	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/BRA)

EU (1件)		
調査・課税対象産品	賦課決定日	措置延長日
方向性電磁鋼板	2015. 10. 30	

出典：WTO 統計 (G/ADP/N/300/EU)

(6) 経済的視点及び意義

AD 措置は GATT、WTO 協定上の特別措置であるが、制度上、選択的に課税することが可能であるため、差別的な貿易政策の手段として利用される危険性がある。特に、税率という観点から見た場合、これまでのラウンド交渉によって、米国、EU、カナダ、日本等の主要国における鋳工業品に対する平均関税率が 5%未滿まで低下してきたことへの反動の 1 つとして、米国、EU 等で AD 措置が多発され、これらの措置には AD 税率が 100%を超えるものもあった。また、最近では国の成長戦略において重要産業として位置づけられた特定の産業の保護目的だと思われる AD 調査も見受けられる。特に、他国の産業に競争力があり、それゆえに価格競争力をもつ製品について、不透明な手続きや方法によりダンピングを認定し課税をすることで、自国産業の成長のための時間稼ぎをする等の行為は問題視すべきと考えられる。一度、高税率の AD 措置が発動されると、措置発動国への対象品目の貿易量が激減若しくは停止してしまうことになり（貿易冷却効果）、調査対象企業及び関連産業（当該企業の製品を利用する輸入国の国内産業を含む）へ甚大な影響を与えることとなる。

①調査の開始による影響

AD 措置はその調査開始のみでも、輸出者に大きな影響を及ぼす。すなわち、AD 調査が開始された時点で、将来 AD 税が課税されるおそれが生じるため、輸出者の輸出意欲を阻害する可能性がある。

また、いったん AD 調査が開始されると、調査対象企業が当局の要求する詳細な質問状に回答するためには、短期間に多大な労力と時間、そして費用が必要とされ、こうした負担は、通常の企業活動にも影響を及ぼす可能性がある。このように AD 調査は措置のいかんにかかわらず、調査開始自体が企業の脅威となり得るのである。更に、当局の調査に対する調査対象企業の回答の負担が大きいことから、場合によっては当該企業が部分的に回答を放棄するケースがしばしば見られる。こうした場合、ファクツ・アヴェイラブル (facts available) が適用されることになる。このファクツ・アヴェイラブルとは、調査対象企業が回答を提出しない、又は調査対象企業が提出した回答の内容を調査当局において検証できない場合に、調査当局が収集しえた資料のみで事実認定や各種決定を行うことをいう。調査当局がファクツ・アヴェイラブルに基づいて決定を行い得ることは AD 協定にも明記されている (AD 協定第 6.8 条)。

②技術革新への影響 (AD 課税対象産品の不当な拡大)

AD 税は、AD 調査によってダンピングとそれによる損害の発生が認定された製品についてのみ課税される。AD 課税決定においては、そのような要件が認められた製品の範囲が課税対象として明示される。

AD 課税決定後に開発された新製品（後開発製品）についても、このような課税対象製品の範囲に含まれると考えられる場合には、課税の対象とされることとなるが、調査対象製品の定義を広く解釈し、實際上、課税対象製品の範囲を拡大しているとみられる例もある。また、調査対象製品と同類の後開発製品に対して AD 税を賦課する制度を迂回防止措置の一環として設ける例もある。さらに、当初から、調査対象製品の範囲を広く設定することで、實際上、迂回を防止しようとする例もある。しかし、後開発製品の種類や性質が課税対象製品と大きく異なる場合には、両製品に用いられる技術や市場の相違に照らして当初調査された国内産業が新しい製品による影響を受けているのか否かを改めて調査して、AD 課税の可否を検討すべきであり、新たな調査なしに既存の AD 課税を適用することには明らかに問題がある。

このように課税対象製品の範囲が不当に拡大されると、新商品の開発、消費者の選択範囲の阻害、ひいては技術革新に影響を与えられられる。他方で、調査対象製品との差があまりない後開発製品が AD 課税の対象から外れることになると、国内産業を保護する目的の AD 措置の実効性を損なう可能性もある。

このような弊害にも配慮しつつ、急速に進みつつある技術革新を阻害することがないよう、問題解決のための方策について検討していく必要がある。

③生産活動のグローバル化への影響

近年、経済のグローバル化に伴い、輸出先やコストの安い開発途上国に生産を移転する海外生産が活発化している。しかし、それまで我が国からの輸出によって供給されていた製品に AD 税が賦課されていた場合には、当該生産移転が AD 課税の迂回行為とみなされることがあり、その結果、投資の流れを萎縮させたり、歪曲させたりするおそれも大きい。

また、我が国企業が開発途上国に生産移転又は生産委託等を行った場合において、第三国から当該国に対

して新たに AD 措置が発動され、生産品が対象となってしまうケースも見られる。この場合、我が国が調査対象となっているわけではないので日本政府としても対応は難しくなる。近年、中国やインド等により AD 措置が積極的に発動されていることを十分認識し、我が国企業が海外進出するときは、生産活動のグローバル化に伴うリスクの一つとして注意する必要がある。

④まとめ

上述のように、AD 措置は、GATT、WTO 協定上、不公正な貿易に対抗するために加盟国に認められた措置である一方で、一度発動されると、輸出取引に多大な影響を及ぼすため、その恣意的な発動は企業活動に様々なマイナスの影響を与え得る。また、AD 措置が濫用された場合、輸入国のユーザー産業及び消費者が不利益を被る可能性もある。したがって、AD 制度は、恣意的な発動による悪影響に十分留意しつつ、不公正な貿易により損害を被っている輸入国の国内産業を救済するために適切に活用されなければならない。

(7) 対中アンチ・ダンピング課税における第三国価格の使用（いわゆる市場経済国問題）について

①問題の所在

中国からの輸出に対するダンピング・マージン（正常価額と輸出価格の差額）の認定においては、2001 年の WTO 加盟時の取決め（中国加盟議定書）に基づき、正常価額として、中国の国内販売価格以外の代替価格（第三国の国内販売価格等）を用いて、代替価格と中国からの輸出価格を比較することが可能となっている。

この背景には、中国については、国による過剰な補助金や低利融資、また国有企業による競争歪曲性等の問題が存在し、市場経済化が不十分で、真の国内価格が分からなかったり、不相当に低かったりするため、輸出価格との適切な価格比較ができず、適切な差額（ダンピング・マージン）が出にくいという認識がある。

この根拠規定の一部（中国加盟議定書第 15 条 (a) (ii)³）が、中国の WTO 加盟から 15 年経過後の 2016

³ 参考：中国加入議定書第 15 条

(a) (AD 協定の下における価格比較可能性の決定にあたり)、輸入国である WTO 加盟国は、調査の対象となる産業について、中国の価格またはコストを用いるか、または以下の規則に基づき、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いるものとする。

年12月11日に失効したことに伴い、その後の取り扱いが国際的な議論になった（「市場経済国問題」）。

市場経済国問題は、根拠規定の一部が失効することに伴う法的な解釈論であると共に、中国における過剰設備問題の背景に、政府による市場歪曲的な補助金（政府系金融機関による特定産業に対する市場歪曲的な低利融資等も含んだ概念）があるとされている中、中国を市場経済的な国として扱うかどうかという文脈でも注目されている。

②各国の対応方針

(a) 米国

米国は、米国 AD 法令（1930 年関税法 § 1677(18)）において、AD 課税の調査において代替価格を使用できる「非市場経済（NME）国」の定義を設け、別途米商務省が、「中国」について NME 国である旨認定している。中国加盟議定書に基づき、第 15 条(a) (ii) 失効後も、引き続き中国の NME 国扱いを維持し、中国に対する AD 調査において、代替価格を使用する方針であり、

2017 年 10 月、中国産アルミ箔に対する AD 調査において、国内法に基づき、2006 年以来 11 年ぶりに、改めて、中国について NME 国である旨を認定した。当該認定は、中国が NME 国である理由として、中国政府及び共産党等が、主要な経済主体（金融機関、製造業・エネルギー産業・インフラ産業等）の保有等を通じ、また、産業計画等による達成目標の指示等によって、資源配分を直接・間接に管理し、経済主体のインセンティブを歪めているため、中国では市場原理が十分に機能しているとはいえないことを挙げている。

(b) EU

EU は、2017 年 12 月に AD 規則を改正した（EU 規則 No. 2017/2321）。改正前の AD 規則（EU 規則 No. 2016/1036）では、代替価格を使用しうる「NME 国」として、中国等の国名を明示し、原則として、AD 課税調査における代替価格の使用を義務づけていたが、改

正後の AD 規則では、「NME 国」という用語を用いず、また、規則において特定国を明示することなく、重大な市場歪曲が認められる国・産業について、代替価格を使用できる、という規定ぶりとなった。ただし、新規則は、欧州委員会が、十分な根拠を有する場合には、特定の国・産業について、重大な市場歪曲が認められる旨のレポートを発出する旨を規定している。欧州委員会は、新規則に基づき、2017 年 12 月、中国について重大な市場歪曲が認められる旨のレポートを発出しており、対中 AD 調査において代替価格を使用継続できることを明確化している。なお、上記レポートでは、①中国における経済活動の枠組みの特徴として、引き続き、国家が資源の分配及び価格について決定的な影響力を及ぼしていること、②生産に影響する要素（土地、エネルギー、資本制度、原材料、労働力等）の分配及び価格付けが、国家によって重度に影響を受けていること、③EU の AD 調査対象となることが多い 4 つの産業（鉄鋼、アルミ、化学、セラミック）についても、個別に検討した結果、①・②の認定内容が確認できること、といった認定に基づいて、中国では、価格・コストが、重大な政府介入に影響されており、自由な市場の力で形成されているとはいえないため、重大な市場歪曲がある、と結論づけている。

(c) 我が国

我が国では、「不当廉売関税に関する政令」（第 2 条第 3 項）において、中国に対する AD 課税調査に第三国価格を使用できる旨規定している。

2016 年 12 月 11 日以降も引き続き、中国産品に対する AD 調査において第三国価格は使用可能と解釈し、これを明確化するため、「不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン」に所要の修正を行った。

(d) その他の国々

豪州は中国との FTA 交渉入り前の 2005 年に、中国を AD 調査で市場経済国扱いすると表明し、韓国も 2005 年、中国を AD 調査で市場経済国扱いすることを約束し、

(i) 調査の対象となる生産者が、同種の製品を生産している産業において、当該製品の製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができる場合には、輸入国である WTO 加盟国は、価格比較可能性を決定するに当たり、調査の対象となる産業について中国の価格またはコストを用いる。

(ii) 調査の対象となる生産者が、同種の製品を生産している産業において、当該製品の製造、生産及び販売に関し市場経済の条件が普遍的である旨を明らかに示すことができない場合には、輸入国である WTO 加盟国は、中国における国内価格またはコストとの厳密な比較にはよらない方法を用いることができる。

(中略)

(d) 輸入国である WTO 加盟国の国内法において、中国が自国は市場経済国であることを証明したときは、この節の(a)の規定の適用は終了する。この場合において、当該輸入国の国内法には、加入の日の時点で、市場経済国についての基準が含まれていなければならない。いずれの場合であっても、この節の(a) (ii)の規定は、加入後 15 年の経過をもって失効する。さらに、輸入国である WTO 加盟国の国内法に従い、中国が特定の産業または部門において市場経済の条件が普遍的であることを証明したときは、この節の(a)に規定された非市場経済条項は、当該産業または部門について適用されない。

調査実務上、中国産品に対する AD 調査において、他の市場経済国の産品に対する AD 調査と同じ規律を適用している。ブラジルは、2004 年に中国に対して市場経済国扱いすることを政治的に約束したものの、現時点まで国内法令を変更しておらず、調査実務上は中国産品に対する AD 調査において第三国価格の使用を継続している。

これに対して、カナダは、2018 年 12 月 11 日の一部根拠失効後も、中国に対して AD 調査で、第三国価格を使用できる規定を維持している。また、インドは、国内法令・調査実務上、中国に対する AD 調査において第三国価格の使用が可能であり、特段変更する予定を公表していない。

③WTO 紛争解決手続

2016 年 12 月 12 日、中国は、米国及び EU に対して、市場経済国問題に関して、WTO 上の二国間協議要請を行った。

対米国ケース (DS515) については、2017 年 11 月、上記アルミ箔 AD 調査における NME 国再認定等を踏まえて、中国が米国に対し二度目の協議要請を行ったが、その後中国は米国に対してパネル設置要請を行っていない。

対 EU ケース (DS516) は、2017 年 4 月にパネルが設置され、日本、米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、オーストラリア、ロシア等 20 ヶ国が第三国参加し、パネル手続が進行していたが、2019 年 6 月 24 日、

DSU12.12 条に基づく中国からの要請を受け、パネルは手続を停止した（パネル停止から 1 年をもってパネルは解散することとなる。）。なお、米国は、第三国意見書（公開済み）において、①そもそも GATT6 条上、正常価額と輸出価格の間には「比較可能性」が求められるところ、NME 国では、国内価格・費用は、歪曲しており、比較可能性を欠くため、正常価額として使用する必要はない、②加盟議定書 15 条(a) (ii) 失効後も、(a) の残存文言は、GATT6 条の上記解釈を確認する内容なので、対中 AD 調査においても、（中国が NME 国である限り）引き続き代替価格は使用可能である、③中国は現在も NME 国であるから、各加盟国は依然として代替価格を使用できる、という法的主張を展開している。

(8) 我が国におけるダンピング行為への対応

我が国における AD 協定に対応する法規としては、関税定率法第 8 条、不当廉売関税に関する政令、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインの 3 つがある。ダンピング輸入によって我が国産業に損害が生じている旨の申請が我が国産業界からあった場合、これらの法規に基づき対処することとなっている⁴。なお、貿易救済制度に関する疑問点や申請手続等について、調査当局は随時質問・相談に応じている⁵。最近の調査の概要は、以下のとおりである。

<図表 II-6-5>豪州、スペイン、中国及び南アフリカ産電解二酸化マンガ

〈経緯〉	
2007年 1月31日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者2社）
4月27日	調査開始
2008年 6月14日	暫定AD税の賦課開始
9月 1日	確定AD税の賦課開始
2012年 8月30日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者2社）
※豪州は延長申請対象から除外	
10月30日	AD税の課税期間の延長調査を開始
2013年10月15日	課税期間延長に関する調査期間を延長
2014年 3月 6日	AD税の課税期間の延長
2018年 3月 2日	AD税の課税期間の延長申請受理（申請者は我が国生産者2社）
※スペイン、南アフリカは延長申請対象から除外	

⁴ これらの法規は、WTO 協定との整合性を保ちながら、随時見直しを行っている。平成 29 年 4 月には、申請負担軽減の観点から、不当廉売関税に関する政令及び不当廉売関税に関する手続き等についてのガイドラインを改正した。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/trade-remedy/20170401_release.pdf

⁵ 国内の申請手続き・課税までの流れについて http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/taxation.html

4月18日	AD税の課税期間の延長調査を開始
2019年 3月 1日	AD税の課税期間の延長
〈AD税率〉	
中国：46.5%（1社：34.3%）	

〈図表Ⅱ - 6 - 6〉 中国産トルエンジイソシアナート

〈経緯〉	
2013年12月17日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者1社）
2014年 2月14日	調査開始
12月 4日	仮決定
12月25日	暫定AD税の賦課開始
2015年 2月12日	調査期間延長
4月25日	AD税賦課
〈AD税率〉	
中国：69.4%	

〈図表Ⅱ - 6 - 7〉 韓国及び中国産水酸化カリウム

〈経緯〉	
2015年4月 3日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国1産業団体）
5月26日	調査開始
2016年3月25日	仮決定
4月 9日	暫定AD税の賦課開始
8月 9日	AD税賦課
〈AD税率〉	
韓国：49.5%	
中国：73.7%	

〈図表Ⅱ - 6 - 8〉 中国産高重合度ポリエチレンテレフタレート

〈経緯〉	
2016年9月 6日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者4社）
9月30日	調査開始
2017年8月 4日	仮決定
9月 2日	暫定AD税の賦課開始
12月28日	AD税賦課
〈AD税率〉	
中国：39.8～53.0%（供給者ごとに異なる）	

〈図表Ⅱ - 6 - 9〉 韓国及び中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手

〈経緯〉	
------	--

2017年3月 6日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者3社）
3月31日	調査開始
2017年12月 8日	仮決定
12月28日	暫定AD税の賦課開始
2018年3月31日	AD税賦課
(AD税率)	
韓国：41.8～69.2%（供給者ごとに異なる）	
中国：57.3%	

<図表 II - 6 - 10> 中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェート

〈経緯〉	
2019年8月 5日	AD税の賦課申請受理（申請者は我が国生産者1社）
9月26日	調査開始

(7) WTO 紛争処理手続に至った AD ケース

WTO 発足以降、2019年2月末までに、WTO 紛争解決手続に基づく協議要請がされた紛争は全体で521件、そのうちAD措置に関する事案は117件で、我が国が要請したのは6件である⁶。具体的には、DS162(米国 - 1916年AD法)、DS184(米国 - 日本製熱延鋼板AD措

置)、DS244(米国 - 日本製表面処理鋼板ADのサンセット・レビュー)、DS322(米国 - ゼロイング及びサンセット・レビューに関する措置)、DS454(中国 - 日本製高性能ステンレス継目無鋼管AD措置)、DS504(韓国 - 日本製空気圧バルブ)及びDS553(韓国・日本製ステンレス棒鋼)である(各紛争の申立国、経過等は資料編第3章参照)。



韓国バルブ案件 (DS504) の上級委判示について

1. 本稿の目的

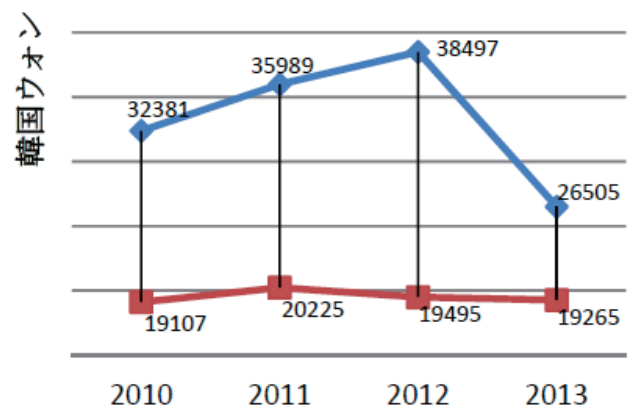
韓国バルブ案件についてはすでにその経緯と概要を本文にて紹介した。2019年9月10日に公表された上級委報告書は、パネル報告書(2018年4月公表)の内容を前提とするやや複雑なものであり、本書において、同報告書の主要な論点の分析と、国際的なAD規律に与える影響を考察することは有益であろう。

2. 空気圧伝送用バルブ (valves for pneumatic transmission) とは

空気圧伝送用バルブ(空気圧バルブ)とは、主に電力を動力とし、圧縮空気の流れ具合を制御する弁(バルブ)のことである。自動車・家電・半導体・医薬品など幅広い産業の製造・組立工程で用いられる重要な産業機械部品である。例えば半導体、自動車製造工場などに設置される組立装置や搬送装置などに空気圧バルブを組み込むことで、空気の力で駆動部品を伸縮・旋回させ、装置の細かな動き(ものを押す、掴む等)を制御する。

日本製の空気圧バルブは、品質(寿命、省エネ、流量特性、応答速度等)面で優位にあり、精密な動きを必要とする半導体製造工程等で活躍。国際市場でドイツ製とシェアを二分する(2018年現在で、日独産品が世界シェア6割を占める。)。韓国製品は、日本製より低品質の廉価品が主であり、用途も一般機械製造工程や、塗装工程が多く、直接日本製品と競合していない。
※参考：日本製バルブ(上の折れ線)と韓国製バルブ

(下の折れ線)の韓国国内価格



(出典：韓国バルブ案件 WTO パネル報告書)

3. AD 協定 3 条と価格比較可能性 (Price Comparability) の概念

韓国の本件 AD 措置をめぐる最大の問題点は、日本製バルブのダンピング輸出が韓国産バルブの価格に与えた影響(価格効果。AD 協定 3.2 条後段。)の有無である。本件 AD 措置における韓国当局の判断は、価格変動の外見上の相関性や一方的な供述証拠などによって安易に価格効果を認定したが、もともと韓国国内品より圧倒的に高価な日本製品の一時的な価格下落が国内品にどう影響するのかの分析が欠けている。

(1) 価格比較可能性の一般論

AD 協定 3.2 条の解釈については、China - GOES (DS414) 上級委報告書が古典的な先例であり、同報告書には、「3.2 条…の明示的な要件ではないものの、

⁶ WTO ウェブページ参照 https://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_agreements_index_e.htm?id=A6#

価格比較可能性 (price comparability) を確保していないまま、該当輸入が国内類似品の価格に与える影響その他について、『積極的な証拠』に基づく『客観的な評価』を伴う損害認定をするとの 3.1 条…の要件を満たしているとは考えられない」(パラ 200) との判示がある。上級委員会は「価格比較可能性」の語義を明らかにしてはいないが、China - GOES で問題となった事案を考慮すれば、対象製品の仕様・性能・用途・価格帯・商流等の類似性に基づく両者の競合関係(一方の価格が低下すれば他方も価格を下げるか抑えなければ売り上げの減少につながるという関係)のことを指していると思われる。以来、3.2 条後段の価格効果を認定する際は、対象輸入品と国内産品との価格比較可能性 (price comparability) に留意しなければならないとする解釈が支配的となった。

日本の製造業は、近年、単純な価格競争では必ずしも中韓その他アジア各国に及ばないが、品質・技術力に基づく製品の差別化によって国際競争力の維持を図ってきた。かかる日本の製造業にとっては、AD 発動前に製品間の性能・用途等の違いを丁寧に分析する必要性を示唆するこの価格比較可能性の概念は画期的であった。その後、AD 協定 3 条に関する WTO 紛争 (China - HP-SSST (DS460)、China - Cellulose Pulp (DS483) 等) では日本は必ずこの価格比較可能性を強調し、その分析を精緻化する方向で意見を表明してきた(米欧加等先進国の多くも日本と同様の見解)。

それでも、途上国の AD 実務では必ずしもこの価格比較可能性の概念が浸透しておらず、安易に価格効果を認定する傾向がある。そして、かかる安易な AD 措置によって不当な損害を受ける可能性があるのもまた日本企業であることが多い。この問題が表面化したのがまさに本件である。

(2) 本件における問題状況

本件 AD 措置における韓国当局の判断は、上図にみられる日韓製品の価格帯の違いを適切に考慮せず、価格変動の外見上の相関性や一方的な供述証拠などによって安易に価格効果を認定する不当なものである。これは、上記の価格比較可能性の考慮を欠く点で、3.2 条に整合していない。

また、先例上、輸入品価格が国内品を上回っている (overselling) 場合にあって価格効果を認定するためには調査当局にそれなりの説明の必要性が生じる

(China - Autos (US)、China - Cellulose Pulp) とされており、その点でも協定違反が認められる。とはいえ、日本製品の方が高価なのは、上記の通り日本製品の技術性能が韓国製品より優れていることの裏返しであり、二つの論点の背景にある事実関係は共通していることになる。

(3) 本件のパネル・上級委判断

本件パネル・上級委報告書も「price comparability」及び「overselling」の論点を明示したうえで 3.2 条(パネルはこの論点を因果関係の問題の一環として処理したので、3.5 条) 不整合を認定し、韓国に是正を勧告した。

以下、この論点に関するパネル判断および上級委判断を分析する。

① パネル報告書 (2018 年 4 月)

本件パネル報告書でまず奇異なのは、日本の 3.2 条に関する主張(価格比較可能性含む。)が全てパネル付託事項外であるとされ(パラ 7.123-131)、実体判断の対象から外されたことである。そして、実質的に同じ内容の主張が 3.5 条の因果関係の問題として処理され、結局パネルは同条の問題として実体判断を行っている。この付託事項の問題については後に(「4. パネル付託事項」)再説する。

さて、パネルは上記 China - GOES の先例を引きつつ(パラ 7.266) 価格比較可能性を論じたが、具体的な価格比較の方法として該当輸入品平均価格と国内平均価格を比較する方法(パラ 7.269)と個々の輸入品を国内平均価格と比べる方法(パラ 7.270-)を列挙するところを見ると、先例上含意されていた製品間の性能・用途の違いにはさほど興味を示さず、文字通り価格比較 (price comparison) の方法の妥当性を主に問題にしたように見える。協定不整合とした判断の主たる根拠も、「挙げられた取引の取引日・取引量が異なり」「取引時期・量の相違は個々の取引の価格に影響を与えかねず、したがって比較の妥当性・相当性に疑問を生じさせる」(パラ 7.271) という点を直接の根拠としている。

他方、日本製品の価格が韓国産品を上回っている点 (overselling) については、韓国当局の説明が足りない(個々の輸出価格に国内産品価格を下回っている例

があるというだけでは足りない)として別途3.5条違反を認定した(パラ7.297-322)。

②上級委報告書(2019年9月)

上級委報告書は、パネル報告の判断回避を批判し、結局上記の問題を3.2条の価格効果の問題として処理することとした(パラ5.239、5.255)。そのうえで、パネルと同様、価格比較可能性の確認を欠いたこと(パラ5.327)、Oversellingに関する説明不足(5.334)により韓国の措置は違法とした。

しかし、パネルが価格比較可能性の論点において単純に比較方法の妥当性(価格比較サンプルの取引時期・量の相違)を問題にしたのに対し、上級委は、韓国が「ダンピング輸入…が国内平均価格より安かった個別の事例(すなわち個々の『安売り(underselling)』事例)」に頼って価格効果を認定していた点が価格比較可能性の問題を生じるとし(パラ5.325)、結局のところ、Oversellingの論点と同じ事実関係をなぞることで協定違反の判断を導いている。

つまり、パネル報告書と比較すれば、上級委は価格比較可能性の先例上の含意(輸入品・国内品との性能・仕様等の差異)により自覚的であり、韓国産品より高価な日本産品の輸入による価格効果を認定するためには、たまたま韓国産品と値段が近かった個々の取引事例(「安売り」事例)を恣意的に取り出して言及するだけでは足りない、という趣旨であることがわかる。そして、日韓製品のもともとの価格帯が異なる以上、表面的に比較の方法をいくら変えてもこの問題は解決せず、結局、性能・仕様等の差異という価格比較可能性の元来の含意に正面から取り組まなければ誠実な調査とはならないという見方を示したものと考えられる。

4. パネル付託事項

日本の申立てでは、上記3.2条価格効果の論点を含め、計13個の法的主張(claim)があった。しかし、パネル報告書は、日本のパネル設置要請書の記載が抽象的に過ぎ事実関係の特定が足りないから「パネルの付託事項に当たらない」という誤った判断のもと、実に9個の論点について、実体判断を回避(論点の一部について回避したものを含む。)するという異例の判示を行った。この判示は、パネル付託事項に関するDSU6.2条の解釈を誤った不当なもので、実際に上級

委報告書によってすべて取り消されている。(3.2条価格効果に関しては、3.2条上の論点としては「付託事項に当たらない」と判断を回避しながら、別条文である3.5条上の論点として実体判断を行うという迷走ぶりであり、その説得的な理由も示されていない。)

しかし、パネル判断を取り消した上級委も、パネルが判断回避した論点について実体判断を行ったわけではなかった。上級委員会の審理は「(パネル)が行った法的解釈に限定される」(DSU17.6条)ため、原則として上級委審理で新たな事実認定はできないからである。そのため、上級委報告書の判示は「パネルの判断回避は不当であるが、上級委自ら判断を完了するためには事実関係が不足している」という形となり、結局大部分の論点について違反の有無に関する実体判断がないまま紛争解決手続が終了するという結末とならざるを得なかった。(価格効果に関しては、「3.5条論点として」パネル報告書にその判断根拠が示されていたため、それを「3.2条の論点として」引用することで上級委は判断を示すことができた。)パネル付託事項を過度に狭く解したパネル判断は、その解釈自体の誤りが批判されるにとどまらず、多くの争点について実体判断を得られない状態をもたらした点で「問題の満足すべき解決を図る」(DSU3.4条)という紛争解決手続の趣旨目的にも反するものである。実際、本上級委報告書が採択された2019年9月の紛争解決機関会合において、EUも、パネルの判断回避を取り消した上級委の判示に賛同する旨発言した。

5. 本件の意義と帰結

上記付託事項の問題等いくつかの限界はあるものの、我が国を当事者とする紛争解決手続において、価格効果の認定における価格比較可能性の重要性が再度確認されたのは意義深い。また、かかる判断が、AD発動国の国内産品より高価・高機能という日本産品の特徴を踏まえた形で成されたことも画期的である。依然恣意的な発動の多い途上国のAD実務の改善を図るためにも、本件上級委報告の先例的価値は高い。日本政府は、この判示を踏まえ、国際的なAD規律強化のため引き続き尽力すべきである。

また、本件AD措置に関しては、韓国は本上級委報告書に基づく履行義務を負い、その期限は2020年5月30日と合意された。我が国は、上記上級委判断の趣旨に鑑み、誠実な措置の是正を引き続き求めていく。

